**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三千三百五十七万五千円減少し九千九百八十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月六日

掲載頁　五十九頁（号外第二二一号）

平成二十六年十一月十七日

東京都台東区台東四丁目二九番八号

株式会社ムーバブルトレードネットワークス

代表取締役　鈴木　正秋

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十二月三十一日であり、株主総会の決議は、平成二十六年十一月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月十七日

掲載頁　三十五頁（号外第二〇六号）

平成二十六年十一月十七日

大阪府門真市松葉町二番七号

パナソニックプロダクションエンジニアリング株式会社

代表取締役社長　井上　博之

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十六年十二月三日基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月十七日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一三番一三号

株式会社ヒューマンウェブ

代表取締役　吉田　秀則

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十六年十二月四日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月十七日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

株式会社イード

代表取締役　宮川　洋

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十六年十二月四日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十二月中旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月十七日

京都市中京区室町通錦小路上る山伏山町五一番地の二　丸増ビルディング株式会社

代表清算人　古賀　修平

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十六年十二月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月十七日

滋賀県大津市木下町一八番八号

大洋厨房株式会社

代表取締役　西村　均

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十六年十二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月十七日

高知県四万十市有岡三〇〇番地

株式会社中村アサノ

代表取締役　高岡　始

**株式交換につき株券等提出公告**

当社は、株式会社エヌ・オー・ティーを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月十七日

東京都大田区池上七丁目二四番二号

株式会社中島義肢製作所

代表取締役　中島　弘道

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である岸和紀が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月十七日

横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル九階

テナント・カンパニー

日本における代表者　岸　和紀

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である田端房枝が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年十一月十七日

横浜市港北区大豆戸町九二五番地一

Ｓａｉ　Ｍａ，ＬＬＣ

日本における代表者　田端　房枝

**限定承認公告**

本籍東京都大田区東糀谷四丁目三番、最後の住所東京都大田区蒲田四丁目一五番一二―五〇六号　被相続人　亡　大舘　力男

右被相続人は平成二十六年四月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年十月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十七日

青森市北金沢二丁目二二番一〇号

限定承認者　三橋　秀照

**限定承認公告**

本籍栃木県大田原市中央一丁目二三四一番地一、最後の住所栃木県大田原市大豆田四六八番地四　グループホームこころ黒羽

被相続人　亡　大槁　俊子

右被相続人は平成二十六年四月三十日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月五日宇都宮家庭裁判所大田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十七日

神奈川県横浜市都筑区中川四―一三―一二

相続財産管理人　三浦　良二

**限定承認公告**

本籍三重県四日市市大字六呂見一一一九番地一、最後の住所三重県四日市市大字六呂見一一一九番地一　被相続人　亡　海山　裕之

右被相続人は平成二十四年十二月五日死亡し、その相続人は平成二十五年六月二十八日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十七日

三重県四日市市大字六呂見一一一九番地一

限定承認者　海山　文香

**限定承認公告**

本籍大分県宇佐市大字上庄一七二八番地、最後の住所大阪府三島郡島本町若山台二丁目三番三三―九〇八号　被相続人　亡　木部　秀隆

右被相続人は平成二十六年八月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年十月三十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十七日

大阪市北区天神橋二丁目五番二五号若杉グランドビル五階五〇一号室

相続財産管理人　木部　徹之

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金四億二千三百万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年六月二十四日付官報の号外第一四〇号一三九頁に掲載されています。

平成二十六年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

トライアングル特定目的会社

取締役　鄭　武壽

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十七日付第二五二号

十月一日付参会第二号一六

四八ページ●同日付政府調達第二一五号四〇ページ●

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　送料別（配）